

令和7年度集団指導の質問に対する回答

サービス種別	質問内容	回答	回答課
居宅介護支援事業所	<p>居宅介護支援事業所の同一建物減算に係る取扱いについて、算定要件の対象となる利用者とは、</p> <p>(A) 2つの要件のうちいずれかに該当するものと捉えるか</p> <p>(B) 2つの要件の両方に該当するものと捉えるか</p> <p>例えば、同一敷地内でロングショートステイを利用している方を5名担当している場合は、「(A) 要件が1つ該当しているので減算対象となる」または「(B) 同一敷地内にはいるが20名を超えていないので減算はかからない」と判断すればよいのかどちらか。</p>	<p>判断は(A)「2つの要件のうち、いずれか1つに該当すれば対象となる」となる。</p> <p>具体的には「指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物もしくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者」または「指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者」のいずれか1つに該当すれば減算対象となる。</p> <p>(指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号) 別表注5)</p>	介護保険課
福祉用具貸与	<p>福祉用具貸与事業所が提出する高齢者虐待防止措置実施に係る届出書の様式はまだホームページに掲載されていないようだが、案内はあるのか？</p>	<p>福祉用具貸与における虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合の減算については、3年間の経過措置期間が設けられており、令和9年3月31日までは適用しないとされている。</p> <p>令和9年介護報酬改定の内容も踏まえながら、経過措置期間終了前にホームページへの様式の掲載・案内を予定している。</p>	介護保険課